

■ 目的と背景

● 目的

将来に不安のない地域福祉体制を構築するため、社会福祉協議会を中核とした地域福祉活動の拠点を中心地の高浜地区に移転し、複合施設として整備します。

高浜町社会福祉施設基本構想の位置づけ

本構想は、町の最上位計画である総合計画、地域福祉計画、立地適正化計画と整合を図るものです。

・高浜町総合計画「後期実施計画」の基本目標1 「誰もが安心して暮らせるまち」

将来に不安のない地域福祉体制を構築していくために、社会福祉協議会の移転・集約を行います。

・第2期高浜町地域福祉計画の基本理念

「地域のみんで育てよう 幸せの樹 支え愛・助け愛が実るまち たかはま」

① 社会福祉協議会－住民・各種団体－行政における役割分担の明確化と連携体制の構築

② 町のみんが参画できる地域福祉の実現 ③ 地域福祉推進の仕組みづくり

・高浜町立地適正化計画「コンパクトシティ（持続可能で暮らしやすい都市）を推進していきます」

高浜地区の中心市街地を対象とした「高浜版コンパクトシティ」の実現に向けてまちづくりに取り組みます。

● 背景

○社会福祉を取り巻く状況

- ・人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により福祉人材が不足しています。(図1、図2)
- ・高齢者のみや単独世帯が増加する一方、地域のつながりが希薄化し社会的孤立者等の増加が予想されます。
- ・複数分野にまたがる課題や制度の狭間の課題など、地域福祉に対するニーズが複雑・多様化しています。

○「誰もが安心して暮らせるまち」を持続させていくためにこれから実践すべきこと

- ・地域住民が主体的に参加、支えあい、誰もが支え、支えられるという地域共生社会の実現
- ・さまざまな課題に対して分野を問わず、総合的に相談支援が受けられる包括的相談支援体制の創設



図1 人口推移

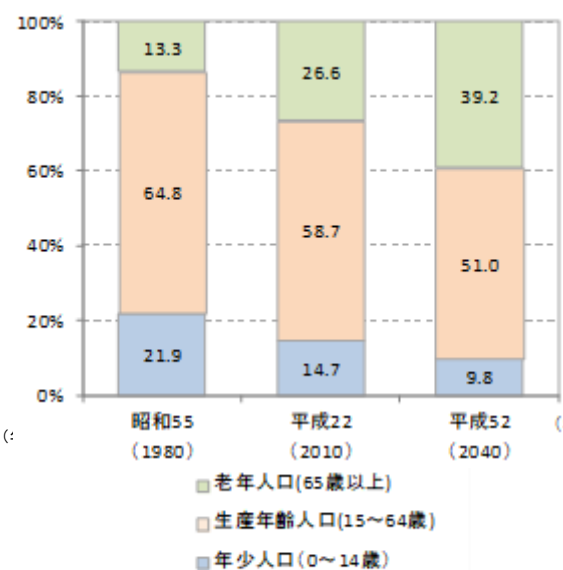


図2 年齢3区分別人口割合の推移

資料: 高浜町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略

■ 社会福祉施設の現状と課題

● 現状

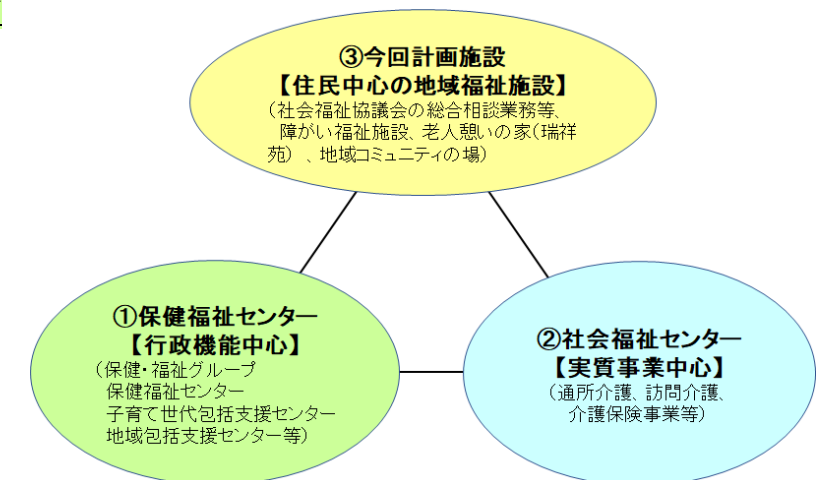
名称	高浜町保健福祉センター	高浜町社会福祉センター	老人憩いの家(瑞祥苑)	旧ボート会館(公用地)
位置	和田(和田地区)	緑ヶ丘(青郷地区)	宮崎(高浜地区)	事代(高浜地区)
主な機能	保健福祉課 社会福祉協議会(和田事務所)	社会福祉協議会 (緑ヶ丘事務所)	老人クラブ連合会 シルバー人材センター カフェいっぷく屋	おひさまハウス (NPO 法人おひさま)
構成	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課(保健・福祉) 地域包括支援センター 子育て世代包括支援センター 和田診療所、地域医療推進 住民憩いの場 社会福祉協議会 地域福祉事業、福祉相談窓口 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業所 障がい者支援事業 高齢者等の趣味活動・その他生きがい活動 特定指定相談支援事業 高齢者等の相談窓口 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の心身の増進を図るための活動の場(教養講座の開催、レクリエーション活動等) 障がい者就労支援 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援 放課後等デイサービス
状況	<ul style="list-style-type: none"> 竣工:平成16年 	<ul style="list-style-type: none"> 竣工:昭和61年 平成30年度に全面改修 	<ul style="list-style-type: none"> 竣工:昭和62年 外壁にひびわれ、内装材の劣化等、大規模改修の必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 竣工:昭和40年代

● 課題

- ・複雑・多様化する福祉ニーズに対応するための包括的な支援体制を構築し、ワンストップで対応できる総合相談窓口を誰もが利用しやすい中心市街地に整備する必要があります。
- ・多様な主体の連携による地域福祉活動を推進するためには、その中核としての役割を担う社会福祉協議会の機能を地域福祉拠点に移転・集約する必要があります。
- ・老人憩いの家(瑞祥苑)は、施設の老朽化による修繕費及び維持管理費が増大し、大規模改修が必要な時期にきています。
- ・障がいのある方が身近な地域で必要とする支援を受けられることができる環境を整備する必要があります。

● 今回計画による社会福祉施設の役割の明確化

- ① 保健・福祉の行政機能が集約された **高浜町保健福祉センター**
- ② 高齢者・障がい者支援事業、中山間部への支援活動の展開拠点である **高浜町社会福祉センター**
- ③ 今回計画施設は、住民主体の地域福祉活動の拠点として、高浜町社会福祉協議会がその中核を担い、各地域福祉関係団体や専門機関と連携を図り、地域福祉を推進していく **地域福祉施設**



■ 基本理念

みんなが主役!! みんながつながり支え合う 笑顔かがやく地域福祉の推進広場

高浜町社会福祉施設建設の基本理念は、総合計画及び地域福祉計画で掲げた目標及び理念に基づくもので、基本理念を実現していくために、以下の方向性を掲げます。

○高浜町の目指す地域ネットワークの構築（図3）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、保健・医療・福祉の各分野と行政、地域住民や地域で活動する団体、関係機関等が連携する地域福祉版の地域包括ケアシステム^{※1}の構築を行います。また、地域住民が「我が事」として主体的に地域課題に取り組む体制と地域から人々が孤立する状況を生み出さない体制の整備を進めていきます。

○高浜町が形成する包括的相談支援体制の創設（図4）

地域福祉に関する複雑・複合化した課題に対応するため、高浜町社会福祉協議会を中核とした包括的・総合的な相談体制の創設を行います。

○誰もが健康でいきいきと暮らし、気軽に立ち寄り、相談・交流がはかれる地域コミュニティの実現

高齢者、障がい者及び障がい児の生きがいと健康づくり、誰もがともにいきいきと暮らし、気軽に身近な場所に集まって互いに相談や交流がはかれる地域コミュニティの実現を目指します。

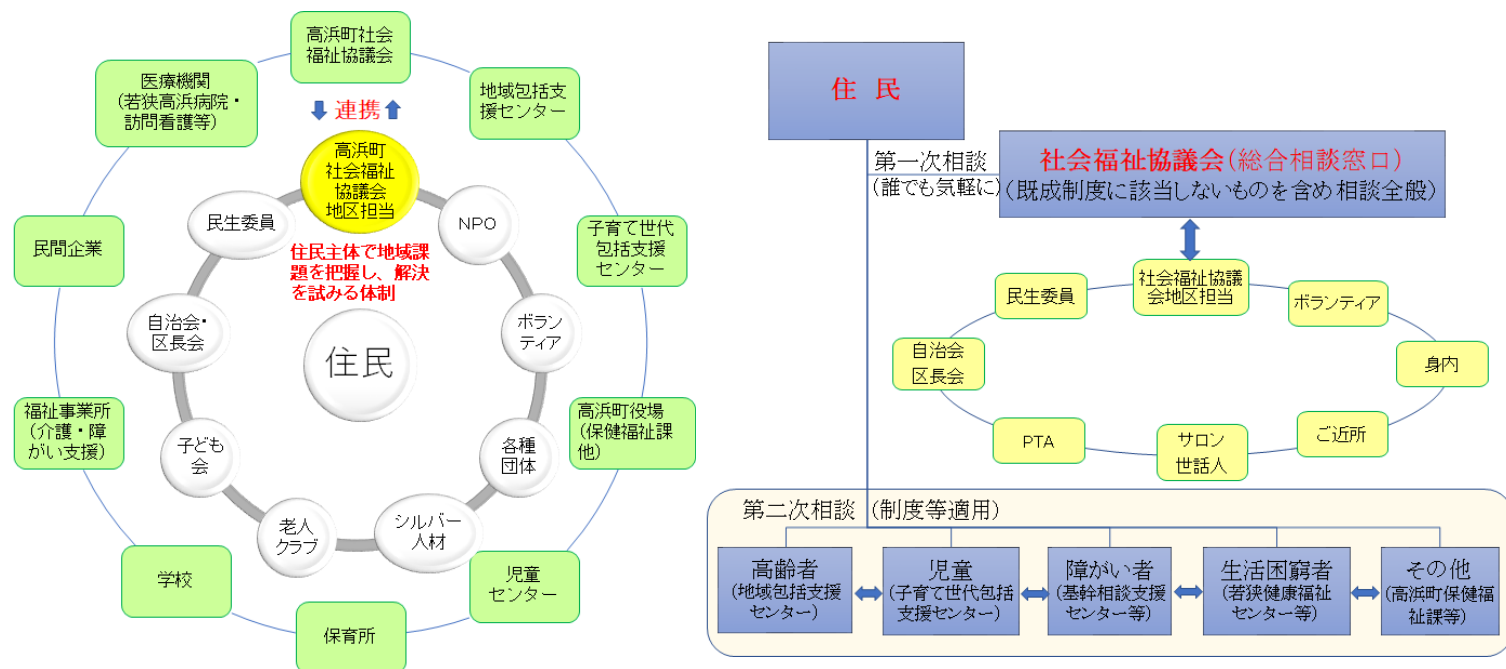


図3 地域ネットワーク

図4 包括的相談支援体制

※1 地域包括ケアシステム: 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるように、住まい・医療介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会システム

■ 基本方針

地域福祉拠点として、中心市街地である老人憩いの家（瑞祥苑）の隣接地に、社会福祉協議会、老人憩いの家（瑞祥苑）、障がい福祉施設が一体となった複合施設の整備を行う。

施設整備の基本的な考え方は、公共施設等総合管理計画及び立地適正化計画に則り、地域福祉の拠点として、社会福祉協議会、老人憩いの家（瑞祥苑）、障がい福祉施設が一体となった複合施設を、利便性の良い中心市街地の高浜地区（公共敷地）に整備します。なお、施設整備にあたって、以下の方針に基づいて検討を進めます。

○包括的、総合的にサービスを提供できる地域福祉拠点の整備

住み慣れた地域で、全ての人に必要な支援が行き届くよう、住民が主体となって地域ぐるみで支えあう地域福祉の体制づくりと誰もが主体的に福祉活動に参加できる場を生む拠点施設とします。

○多様な主体が活躍できるコミュニティづくりの場

全ての人々が世代やその背景を問わずに、ともに生き生きと生活を送ることができ、自然と地域の人々が集まる機会が増え、地域コミュニティが活発に活動でき、社会・地域における人々の信頼関係や結びつきのできる施設を目指します。

○安全・安心で、利用しやすい施設

- ・社会福祉協議会、老人憩いの家（瑞祥苑）、障がい福祉施設、コミュニティの場の4つのエリアで形成されており、必要に応じ、それぞれのエリアが容易に連携できるようにします。
- ・利用者の流れがスムーズになるように動線、機能面に配慮し、利用者の利便性の向上を図ります。また、利用者のプライバシーを考慮した動線計画、機能ゾーニング計画を進めます。
- ・建物使用者にやさしいユニバーサルデザインを導入し、誰もが安全・安心に利用できる施設とします。
- ・集団検診の会場となることを踏まえた、動線計画を行います。
- ・災害発生時には、一時避難者が安心して避難することができる避難所としての機能を整備します。

○維持管理のしやすい持続可能な施設

- ・建設コストの抑制だけでなく、経済効率の高い設備の導入等を検討し、維持・管理・運営コストの軽減につなげ、長期にわたるライフサイクルコストの削減を図ります。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー等の活用により、環境負荷の低減を検討します。
- ・設備の入替え等が可能な維持管理がしやすい施設を目指します。

○景観整備のモデルとなる施設

現老人憩いの家（瑞祥苑）は高浜町の景観モデル建物であるため、それを継承する建物とします。

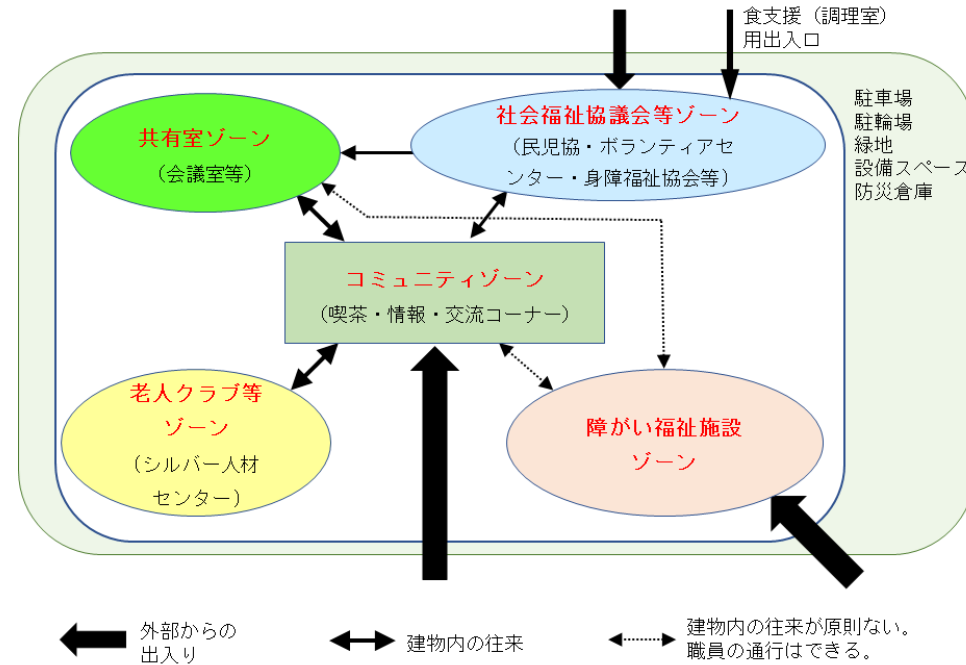
○敷地周辺に考慮した計画

計画予定敷地は、高浜小学校、高浜中学校に近接しており、高浜地区の中心地となっています。子どもから高齢者まで誰もが安全に通行できる歩行者空間の整備・確保とバリアフリー化を図り、歩行者空間に配慮します。

■ 施設の機能・構成

● 構成

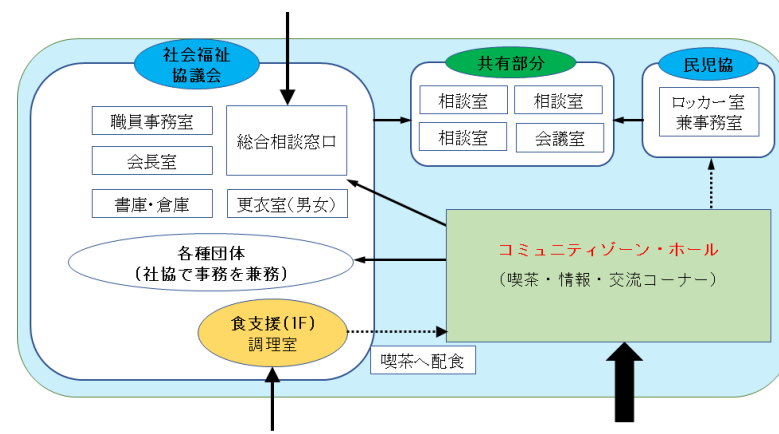
- ・社会福祉協議会等ゾーン、障がい福祉施設ゾーン、老人クラブ等ゾーン、共有室、コミュニティゾーンの5つのゾーンで構成されます。
- ・社会福祉協議会等ゾーン、障がい福祉施設ゾーンは、コミュニティゾーンを通らず出入りできるよう配慮します。
- ・社会福祉協議会の食支援用の調理室は、日曜日の単独利用があるので、単独の出入口を設けます。
- ・それぞれのゾーンごとに管理上の扉等を設けます。



● それぞれのゾーンの構成

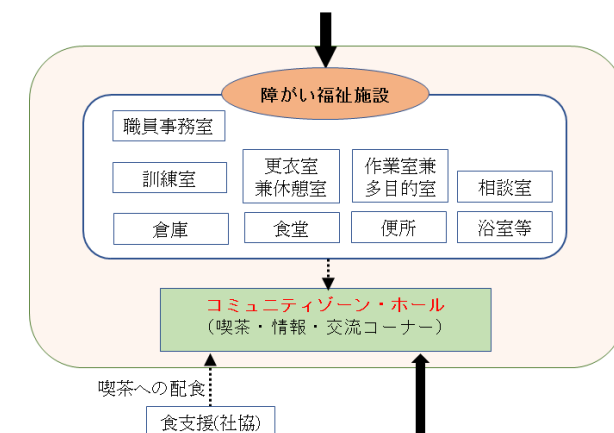
○ 社会福祉協議会等ゾーン

- ・相談室は当該部分での共有部分とします。
- ・コミュニティゾーンを通らずに出入りできます。
- ・配食サービス用の調理室は、社会福祉協議会等ゾーンと配置上の関わりは薄いです。
- ・配食サービス用の調理室で作った配食を喫茶部門で提供する計画があります。



○ 障がい福祉施設ゾーン

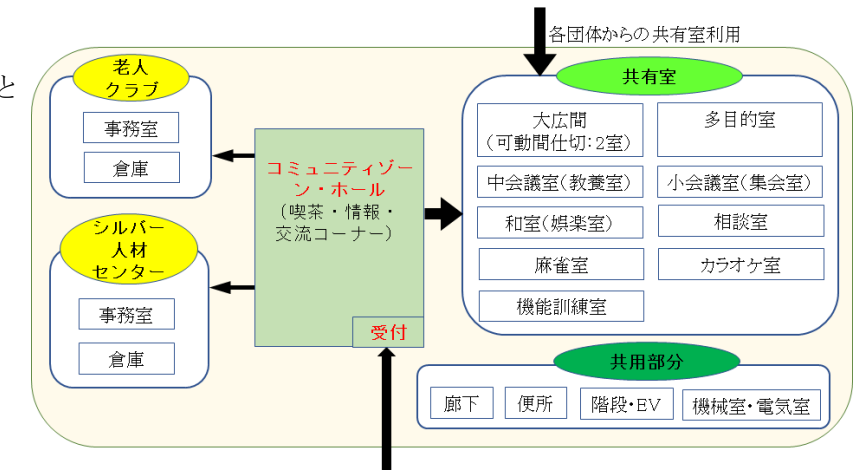
- ・作業室兼多目的室、相談室、水回り、休憩室等は共有部分とします。
- ・障がい福祉施設ゾーンで単独出入口を設けます。
- ・喫茶部門は、コミュニティゾーン内に配置し、障がい福祉施設ゾーンと配置上の関わりは薄いです。



りは薄いです。

○ 老人クラブ等ゾーン・共有室

- ・老人憩いの家(瑞祥苑)の貸室を共有室として、老人クラブ、シルバー人材センターは事務室、倉庫のみとします。



■ 高浜町社会福祉施設基本構想策定の経過

区分	開催日時	検討内容
第1回	平成30年8月31日	・社会福祉施設基本構想についての説明 (基本構想の位置付け、検討委員会検討事項の流れ、現状施設の利用状況と人口減少、移転候補地についての説明)
第2回	平成30年10月19日	・移転候補地の確認 ・関係団体ヒアリング調査報告 ・基本構想の基本的な考え方(基本方針・理念) ・集約する社会福祉施設の機能と充実する機能
第3回	平成30年12月21日	・基本構想の基本方針・理念の検討 (基本理念の意見徴収及び決定) ・各施設の意向の確認 ・配置ゾーニング及び各施設ゾーン機能の検討
第4回	平成31年2月22日	・基本構想素案の検討